

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）」  
に対して寄せられた御意見について

令和3年3月31日

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

標記につきましては、令和3年2月9日から令和3年3月10日までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御質問と御意見に対する考え方は別紙のとおりです。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

| 御意見の概要                                                                                                                                                                                      | 御意見に対する考え方                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護保険を受ける際に、病名がしっかり分けられることにより、適切な介護サービスを受けられるようになれば、これ以上状態が悪化しないようにできると思う。また、具体的になれば、受けられない人も納得できると思います。                                                                                     | 認知症の定義について、適切にご理解いただけるよう、必要な周知に努めてまいります。                                            |
| 認知症と精神疾患を区別すること自体はよろしいかと存じますが、精神疾患でなければほとんど認知症と診断されることは問題ではないでしょうか。                                                                                                                         | 今回の省令改正は、認知症の定義のうち、認知症と区別される精神疾患の具体例について、省令で規定するものであり、精神疾患でなければ、認知症と診断されるものではありません。 |
| 「具体的には、せん妄、鬱病、統合失調症、知的障害等の精神疾患について、規定することとする」とあるが、ここで、双極性障害（躁うつ病）の記載が無いのが気になった。<br>躁は、社会的に問題になる事が多い病であるはずであるし、一般にアルツハイマー型認知症などと同様に、周囲の人間に重い害を与える傾向があるはずであるが、もし無いのであれば、双極性障害の規定も行うべきであると考える。 | いただいた御意見も踏まえ、省令においては「鬱病その他の気分障害」と規定するとともに、気分障害に双極性障害も含まれることについて、明確化してまいります。         |